

帆走指示書（S I）

1. 適用規則

本大会は2017-2020セーリング競技規則（以下 RRS）に定義された「規則」、当該クラス規則を適用する。

（1）本大会は RRS 付則 P を適応する。各規則等において矛盾する事項が生じた場合は当帆走指示書を優先する。

2. 責任の所在

（1）競技者は、各自の責任において参加しなければならない。

（2）主催者及び本大会に関与するその他全ての団体、ならびにこれらに属する役員、スタッフは、陸上又は海上において発生した人及び物の障害、破損に対する責任は一切負わないものとする。

3. 参加申し込み

参加資格を有するものは受付を完了する事によって参加出来る。参加資格は「レース公示」の通り。

4. 帆走指示書への変更及び競技者への通告

（1）帆走指示書の変更及び競技者への通告は陸上本部前に設けられた公式掲示板に掲示する。

（2）帆走指示書の変更はそれが発効する当日の第1レースのスタート予定時刻60分前までに公示する。

5. 陸上で発せられる信号(レース信号の追加)

（1）陸上で発せられる信号は陸上本部前に掲揚される。

（2）『D』旗が音響1声と共に掲揚された時は、下記の意味を有する。

【選手はレースエリアに向かいなさい。最初の予告信号は『D旗』掲揚の30分以降に発せられる。】【艇は、『D旗』が掲揚されるまでハーバーを離れてはならない】

6. 海上で発せられる信号（レース信号の追加）

スターティングライン又はフィニッシングラインに位置する運営艇、またはその他の運営艇に「N/H」旗、「N/A」旗、「AP/A」旗、「AP/H」旗が掲揚された時、レース信号に定められたそれぞれの意味に【全艇、直ちに帰港し帰着申告をせよ。】を付け加える。（RRS.レース信号の修正）

7. レースの日程

（1）	6月8日（土）	9：00～	9：30	受付
		9：30～	10：00	開会式・ブリーフィング
		10：55		Aクラス 第1レース予告信号
		11：02		Bクラス 第1レース予告信号

※引続きレースを行う

	6月9日（日）	8：30		ブリーフィング
		9：25		Aクラス 最初のレースの予告信号
		9：32		Bクラス 最初のレースの予告信号

※引き続きレースを行う

		16：00		表彰式・閉会式
--	--	-------	--	---------

（2）1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために、予告信号を発する最低5分以前に、音響1声とともにオレンジ色のスタートライン旗を掲揚する。

- (3) Bクラスの予告信号は、Aクラスのスタート信号の2分後に発せられる。
なお、Aクラスのスタートがゼネラルリコールの場合は、繰り下げられる。

8. クラス旗

Aクラス ……白地に黒でOPマーク

Bクラス ……白地に赤でOPマーク

9. コース

別紙[コース図A]

10. タイムリミット

先頭艇がコースを帆走してフィニッシュした後15分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった(DNF)』と記録される。(RRS35、A4、A5の変更)

11. マーク

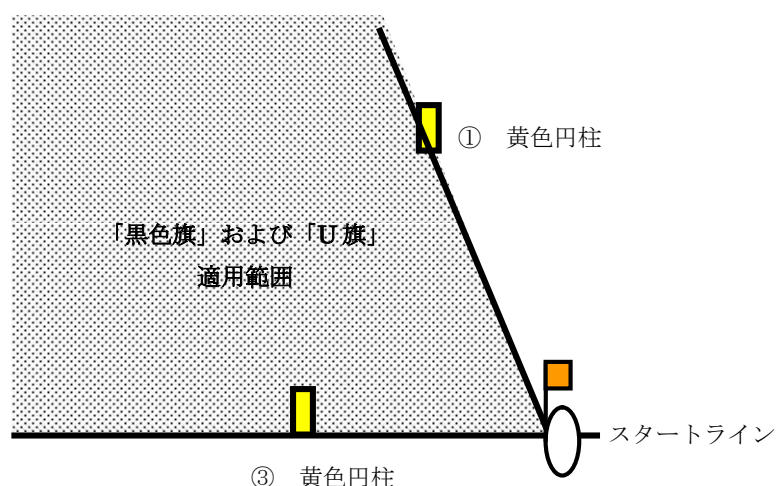
マーク①・②・③は、黄色の円柱マークとする。

12. スターティングライン

スターティングラインはスターボードエンドに位置する本部艇のオレンジ色の旗を揚げたマスト又はポールとポートエンドに位置する黄色の円柱マーク(マーク③)の間とする。艇はスタート信号後4分を経過した後にスタートしようとする艇は、DNSと記録される。(RRS A4・A5の変更)

13. リコールとゼネラル・リコール

- (1) 個別のリコールがあった場合は RRS.29.1 (個別リコール) に従い信号を発する。又、U旗・黒色旗が準備信号として掲揚された場合には、信号は発せられない。X旗の降下はリコール艇の全てがリコールを解消するか、スタート信号後4分とする。(RRS26の変更)
- (2) ゼネラル・リコールがあった場合は RRS29.2 (ゼネラル・リコール) に従い信号を発する。
- (3) ゼネラル・リコール信号の発せられた後、新たな予告信号は第1代表旗の降下1分後に発する。(音響信号1声)
- (4) RRS.30.1 (I旗規則) が適用される場合はレース信号「I」旗に従い信号を発する。
- (5) RRS30.3 (U旗規則) が適用される場合はレース信号「U」旗に従い信号を発する。ただし、U旗規則適用範囲を(7)に示す範囲とする。(RRS30.3の変更)
- (6) RRS.30.4 (黒色旗規則) が適用される場合はレース信号「黒色旗」に従い信号を発する。RRS.30.4 (黒色旗規則) が適用され、且つゼネラル・リコール信号が発せられた場合、RRS.30.4に抵触し失格となった艇のセール番号を本部艇に掲示する。セール番号を掲示された艇はそのレースで帆走してはならず速やかにコースサイド及びスターティングライン付近から離れる事。黒色旗規則適用範囲を(7)に示す範囲とする。(RRS30.4の変更)
- (7) 「黒色旗」および「U旗」の適用範囲は以下の図の通りとする。
U旗又は黒色旗が準備信号として掲揚された場合には、スタート信号前の1分間に、艇体、乗員、または装備の一部でも、下図に示す本部船のオレンジ色旗を揚げたマスト又はポールと、最初のマーク及びその延長線、及びスターティングラインとそのポートエンド延長線で挟まれた範囲の中にあってはならない。(RRS30.3、30.4の変更)



15. スタート後のコース変更

スタート後のコース変更は行なわない。(RRS.33の変更)

16. スタート後のレースの中止又はコースの短縮

- (1) レース委員会は、いつでも、且ついかなる場合でもレースの中止、又はコースの短縮を行うことができる。
- (2) レース中にコース短縮する時は運営艇にS旗を掲げ、音響2声を発する。
- (3) 先頭艇のヨットがこれから回航しようとしているマークと青色旗を掲げた運営艇のS旗のポールの間をフィニッシュとする。

17. フィニッシュ

フィニッシュラインは青色旗を掲げた本部船のオレンジ旗を掲げたマスト又はポールと黄色の四角柱マークの間とする。各艇は別紙[コース図]に示すコースの全マークを回航後、本部船を左に見てフィニッシュする事。

18. 抗議と救済の要求

- (1) 抗議しようとする艇は、最初の適当な機会に相手艇に対し、「プロテスト」と声を掛け、フィニッシュ後は、フィニッシュラインに位置するレース委員会艇に口頭で被抗議艇のセール番号と抗議の意志を伝えなければならない。(RRS.61.1の変更)
- (2) 抗議および救済の要求は陸上本部で入手しうる書式に記入の上、その日の最終レース終了後60分以内に提出する事。但しプロテスト委員会の裁量により時間を延長する事が出来る。抗議締め切り時刻については公式掲示板に掲示する。(RRS.61.3の変更)
- (3) レース委員会、プロテスト委員会からの抗議は抗議締め切り時間以内に公式掲示板に抗議する旨を掲示する。(RRS.61.1の変更)
- (4) 抗議締め切り時間後15分以内に抗議の当事者、証人を公式掲示板に掲示する。(RRS.63.2の追加)
- (5) 抗議の当事者、証人は審問に出席するため、陸上本部前に待機している事。(RRS.63.3の追加)

19. 大会の成立

レースは最大で8レースを予定するが1レースの完了で本大会は成立する。

20. 得点

得点はRRS付則A4の低得点方法を適用する。5回以上のレースが完了した場合はその艇の最も悪い得点を除外した得点合計とする。但し、RRSが定める除外できないペナルティは除外できない。

2 1. タイの解消

RRS.付則 A 8 (シリーズでのタイ) に従い解消する。

2 2. 失格に変わるペナルティ

- (1) 第 2 章の規則違反に対するペナルティとして RRS. 4 4. 1 「2 回転ペナルティ」を適用する。
- (2) 規則 4 2 違反に対する即時のペナルティとして付則 P を適用する。
- (3) プロテスト委員会は RRS. 4 2 に違反した艇のセールナンバーを抗議の締め切り時間内に公式掲示板に掲示する。

2 3. 出艇及び帰着の申告

レースに出場する艇は出艇前に、署名による出艇申告をしなければならない。帰着後(延期又は中止の場合も含む)直ちに、且つ当日の最終レース終了後 6 0 分以内に署名による帰着申告をすること。なお、帰着の締め切り時間はレース委員会の裁量により変更することがある。

2 4. レースを棄権またはその他の理由でレースエリアを離れる場合は出来る限り海上の運営にその旨を伝える事。帰着後は速やかに陸上本部に報告する事。

2 5. 安全

- (1) 競技者は離岸してから着岸するまで有効な救命具をつけていなければならない。有効な浮力を有するライフジャケットを着用し、ホイッスルを着衣にラニヤードで取り付けなければならない。(RRS. 4 0 の変更)
- (2) レース委員会は選手の意志に関係なく救助する事がある。これを理由に救済の要求は出来ない。(RRS. 6 2. 1 の追加)
- (3) 主催者は選手の安全確保に配慮しながら運営するが、安全の責任は保護者、および各艇にある。出艇するか、レースを継続するかどうかは保護者および各艇で判断すること。

2 6. 無線通信

艇は、レース中無線通信を行ってはならず、またすべての艇が利用できない無線通信を受信してはならない。この制限は、携帯電話にも適用する。

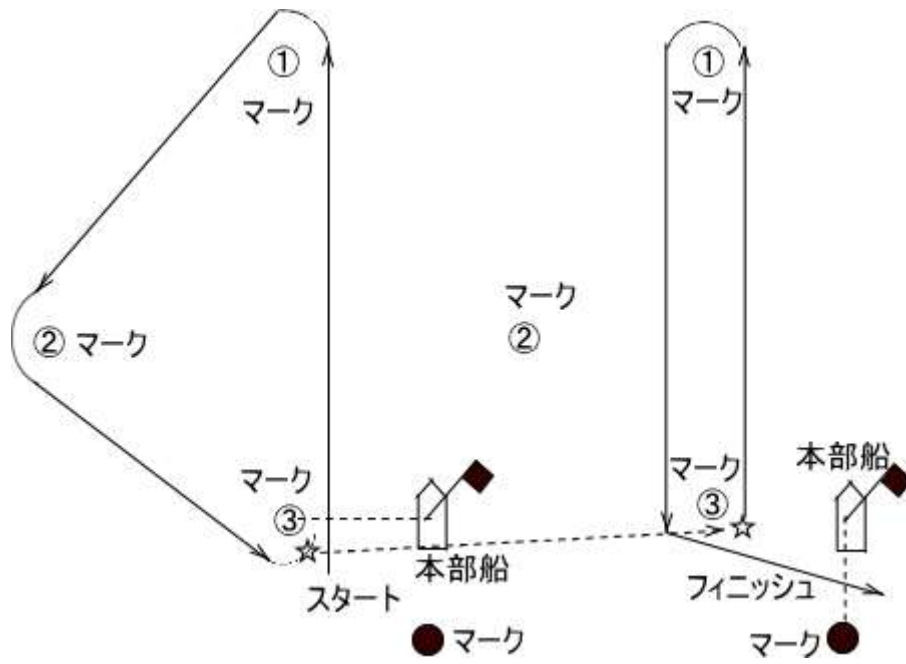
2 7. クラブ支援艇

- (1) 支援艇は、レスキューボートと見なし、必ず陸上本部に申告しなければならない。
- (2) レース委員会から要請があった場合は、選手の艇の曳航および救助を支援しなければならない。
- (3) 支援艇は、レース委員会支給の旗を常時掲示しなければならない。
- (4) 支援艇は、準備信号の時刻から全ての艇がフィニッシュするまでレースエリアの外側にいなければならない。但し、レース委員会が認めた場合はこの限りではない。
- (5) 全ての支援艇に対する救助活動の要請は、レース委員会艇に F 旗を掲揚して通告する。

2 8. 賞

「レース公示」通り。

コース図A
【Aクラス】



【Bクラス】

